

現行	見直し後（案）
<p>医療費等助成の対象は、眼底後極部網膜脈絡膜萎縮症に限る。 下記の①～④の全てを満たし、両眼とも矯正視力 0.1 以下であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経過が進行性。（記載時点までの病歴も含めて）</li> <li>② 自覚症状（視力低下 中心暗点 色覚異常）の中で 2 項目以上がみられる。</li> <li>③ 眼底所見（黄斑変性 黄斑部出血、黄斑部白斑、黄斑部浮腫、黄斑部網膜分離、網脈絡膜萎縮、lacquer crack lesion）の中で 1 項目以上みられる。</li> <li>④ 蛍光眼底造影で特徴的な所見がある（この検査は可能な場合のみ実施する。）。</li> </ul> <p>＜鑑別除外疾患＞</p> <p>原田病、トキソプラズマ感染、結核、梅毒、薬剤性視力障害（クロロキン、エタンブトール、メチルアルコール等）、外傷等</p>	<p>(診断基準) 医療費助成の対象は、眼底後極部網膜脈絡膜萎縮症に限る。 以下の①から⑤までの全てを満たし、両眼とも矯正視力が 0.1 以下であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経過が進行性である（記載時点までの病歴も含む。）。</li> <li>② 自覚症状（視力低下、中心暗点、色覚異常）の中で 2 項目以上がみられる。</li> <li>③ 眼底所見（黄斑変性、黄斑部出血、黄斑部白斑、黄斑部浮腫、黄斑部網膜分離、網脈絡膜萎縮、lacquer crack lesion）の中で 1 項目以上みられる。</li> <li>④ 蛍光眼底造影で特徴的な所見がある（この検査は可能な場合のみ実施する。）。</li> <li>⑤ 以下の鑑別診断が除外できるもの 原田病、トキソプラズマ感染、結核、梅毒、薬剤性視力障害（クロロキン、エタンブトール、メチルアルコール等）、外傷等</li> </ul> <p>(重症度分類等) 両眼とも矯正視力が 0.1 以下であるものを重症例として対象とする（ただし、他の眼病変等に伴う一時的な視力低下を除く。）。</p> <p>※ 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。</p> <p>※ 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近 6か月間で最も悪い状態を記載する。</p>